

政令第三百三十号

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日は、令和二年十二月一日とする。

理由

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。